

# 責任と被爆者援護

——大江健三郎「アトミック・エイジの守護神」  
を視座として

中野 和典

一

責任の所在を特定することには、常にある困難さが伴う。それが戦争という、多くの人々の関係が交錯する出来事であればなおさらである。日中戦争から太平洋戦争へと戦火が拡大した責任は誰にあるのか。軍上層部の暴走や財閥の権益拡大の戦略に、無辜の民たる「一般国民」が巻き込まれてあの戦争は起こったのだろうか。戦争の責任が、一部の支配者や直接戦闘に参加した人々にあるとする解釈は、分かりやすく、「一般国民」を自責の念から遠ざけもするために受け入れられやすい。しかし、そのような解釈によって、責任の所在を見定めるには、戦争はあまりに複雑な問題を含んでいる。

例えば、被爆者が海外で「被爆体験講話」をすれば、会場から「原爆以前にあった日本の侵略行為についてはどう考えているのか」という声が挙がるという。これは、原爆投下という出来事の原因が、米国ではなく日本の侵略行為にあったのではないか、

という問いかけである。これに対して、数万人を無差別に殺戮する兵器を使用すること自体の非人道性や、ソ連を牽制しようとする米国の思惑等について言及することによって、原爆の残酷さを訴えることはできるだろうが、この問いかけに応えるのは、簡単なことではない。この問いは、個人の責任と国家の責任とが直接的かつ等価的に対比できるという発想を前提として成立している。被爆者は、個人としてこの問いに向き合うべきなのか、「日本人」として向き合うべきなのか、個人であり「日本人」でもある者として向き合うのだとすれば、それはどのような責任を引き受けることを意味するのか。

責任の所在を明らかにすることは、結局、出来事をどのように意味づけるかという解釈でしかない。真の責任者を特定することができる「真実」もなければ、唯一無二の「因果」があるわけでもない。問題は責任を問う者と問われる者との関係、その問いの土台となる状況の方にある。関係や状況によって、抽出される「真実」は異なるものになるのだから。

被爆者の補償をめぐる問題と同じである。被爆者の補償を誰が、どのように行うべきなのか（行いうるのか）。「原爆二法」と呼ばれる「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（一九五七年、以下「被爆者医療法」<sup>1</sup>）と「原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律」（一九六八年、以下「特別措置法」<sup>2</sup>）、さらに「被爆者援護に関する法律」（一九九四年、以下「被爆者援護法」<sup>3</sup>）の成立背景に眼を向ければ、そこに責任の所在をめぐる問題の困難さが見えてくるようである。

大江健三郎の短編小説「アトミック・エイジの守護神」（「群像」

一九六四年一月）は、そのような被爆者の補償問題を背景に置くとき、法律制度に還元されない責任の在りようを可視化させる。

## 二

「アトミック・エイジの守護神」に登場する「中年男」は、原爆孤児十人を養子として引き取り、少年達それぞれに三百万円ずつの生命保険をかけている。既に亡くなった四人の保険金について語り手「ぼく」が非難めいた言葉を投げかけたとき、「中年男」は次のように反論する。

四人の保険金だって？ もちろんそれはもらったよ、きみはそれを辞退して保険会社を儲けさせろとでもいうのかね？

当然おれはそれをうけとった。そして税金をのぞけば千二百万まったくみな、あの子らのために使っていますわ。いったい原爆孤児のために、国がなにをしたというのかね？ 世界がなにを試みたというのかね？ なにもしなかったじゃないか。おれは個人で、原爆孤児のために、責任をとっているんだよ。そして責任をとるための資金として、不幸にも死んだあの子らの仲間の保険金を使っている。それがなぜ悪いことか？ それにヒューマニズムに反するともいうか？<sup>44</sup>

原爆孤児のために個人で責任を取っているという「中年男」の自負には、それなりの説得力がある。「アトミック・エイジの守護神」が「群像」に発表された昭和三九（一九六四）年一月の時点では、国家からの被爆者に対する支援は、「被爆者医療法」だけだったのである。

日本国から被爆者への援護は、主に「原爆二法」（後に「被爆者援護法」）に基づいて行われてきた。そもそも、なぜ原爆を投下した米国ではなく日本が被爆者援護を行うのか、という問題については、昭和二七（一九五二）年の対日講話条約（サンフランシスコ平和条約）発行時に、日本国および日本国民が、戦争から生じた（米国を含む）連合国に対するすべての請求権を放棄したことに根拠がある。「日本政府が、平和条約を成立させるために、被爆者の請求権を放棄したのだから、政府は被爆者に対し補償をする責任がある」という主張もあれば、「被爆者には元々補償の請求権などなく、国が特別な補償を行う責任はない」という主張もあり、被爆者援護の責任の所在については、一九五〇年代以降繰返し議論されていた<sup>45</sup>。

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（一九五二年）等、旧軍人とその遺族に対する援護は厚く、「一般国民」の援護をしない日本政府への批判、昭和二九（一九五四）年三月の第五福竜丸事件を契機に盛り上がりを見せた原水爆禁止運動等を背景として、昭和三二（一九五七）年に「被爆者医療法」が施行された。しかし、これは医療面に限られた支援であり、一九六〇年・六二年・六三年に適用範囲の拡大や条件・制限の緩和が行われていたが、一般生活を援護するものではなかった。

国は原爆孤児に何の支援もしない、たとえ原爆症で斃れるのを見越して生命保険を掛けてでも、彼等の生活を保障すること、これが「中年男」のヒューマニズムだったのである。

むしろ、「中年男」に対する非難の声も小説中に配置されている。「中年男」をかつては少年達の守護神と呼んだ「新聞記者」

は、次のように語る。

あいつは、自分のひきとった少年達の何割かが、やがて白血病で死ぬことを見こしていたにちがいないですよ。本当にあいつは恐い商人なんだから！（略）あいつのしていることはヒューマニズムのフィルターから覗けば、汚い血で染まっているのがわかるけれども、だからといってとくに犯罪というわけじゃないんだから。

「中年男」も「新聞記者」もヒューマニズムを抛り所として発言している。この二人の言葉の対置から浮き彫りになるのは、我々がヒューマニズムと呼んでいるものとは何なのか、ということであろう。読者が「中年男」の行為に非人道性を感じるにしても、男が建てた道場で肉体を鍛え上げた原爆孤児たちは次のように語るのである。

ぼくらはねえ、ここでの生活に満足していますよ。あの人がぼくらに保険をかけたにしても、その金は、ぼくらのこの生活のために使われているんですからね。それに、あの人がいなかったとしたら、ぼくらはさしずめ、浮浪児にでもなつたでしょうよ。そしてやつこので成長したとしても、ウサギみたいな筋肉をした役にたたない日傭い人夫にでもなつたです。

周囲が何を言おうと、「中年男」に引き取られた原爆孤児たちは、男が用意した環境に生かされている。そしてボディ・ビルダーのように強靱な筋肉を持ちながら、着実に一人づつ命を落としているのである。その逞しい肉体によって「ぼく」を圧倒する青年たちが、日々、原爆症によって斃れつつあるということが描き込ま

れるとき、この小説が背景とする被爆者援護をめぐる問題の一端が浮び上がる。すなわち、被爆者援護を巡る問題が何ら解決しないまま、さらには世界の核兵器を巡る問題が何ら進展しないまま、被爆者は確実に死に続けているという問題が、である。「中年男」が語る歪んだ（ように見える）ヒューマニズムが、奇妙な説得力を感じさせるのは、ボディ・ビルダーのような青年達が次々に斃れ続けていることによる。

### 三

「アトミック・エイジの守護神」の末尾は、原爆孤児が「中年男」を、「本当の守護神」であると認める言葉で結ばれている。

ぼくらは、二年ほどまえに、あの人からもう小遣いをだしてあつて、あの人に生命保険をかけたんですよ、受取人はぼくら八人ということにして、もつとも、いま残っているのは六人だけ（略）そしていま、ぼくらはあの人が胃癌じゃないかと考えています。あの人についてとやかく噂はありますが、ぼくらは、あの人のことを本当にぼくらの守護神だと信じていますよ

「中年男」は、〈アラブの健康法の指導者〉でありながら、胃癌に冒されているらしいことが小説中に繰返し描かれるが、原爆孤児たちに生命保険を掛けられることによって、男の守護神像は完成するのである。このように男と青年達は、互いに互いを生命保険に掛け合いながら共同生活を続けている。

両者の関係は、いびつなものであるにちがいない。しかし、〈黒

いユーモア」を全体に漂わせる「アトミック・エイジの守護神」が感じさせる人間関係のいびつさは、その背景となる被爆者の補償をめぐる問題のいびつさなのだろう。それは、「被爆者医療法」の後、「特別措置法」や、「被爆者援護法」が制定された現在においても、続いているいびつさだと言えるだろう。さらにいえば、核抑止論（「核兵器」守護神」の原理）に基づき核ミサイルの軌道が網目のように張り巡らされた世界の、互いを生命保険に掛け合うようにして成立している現在のいびつさに通じる歪みでもあるだろう。「アトミック・エイジの守護神」が提示しているのは、法制度に還元できない我々の責任の在りようなのである。

## 注

\*1 昭和三二（一九五七）年三月成立。四月施行。「被爆者が今なお置かれていた健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかる

こと」を目的とする。「被爆者健康手帳」を交付し、年二回の健康診断を行った上で、必要に応じて精密検査や医療給付を行うことを骨子とする。

\*2 昭和四三（一九六八）年五月成立。九月施行。従来、原爆医療法によって支給されていた「医療手当」を含めて、新たに「特別手当」、「健康管理手当」、「介護手当」等が制度化された。

\*3 「原爆二法」に代わり、平成六（一九九四）年一二月制定。翌年七月施行。医療費全額支給の他、症状などに応じて医療特別手当や健康管理手当等が支払われる。一定の条件を満たす被爆者に特別葬祭給付金を支給することが新たに定められた。

\*4 「アトミック・エイジの守護神」からの引用は、全て「群像」第一九巻第一号（一九六四年一月）による。旧漢字は新字体に改めた。

\*5 当時の有様については、松井康浩『原爆裁判―核兵器廃絶と被爆者援護の法理』（一九八六年八月、新日本出版社）等に詳しい。